

令和5年度第2回水環境専門部会の委員意見とその対応

No.	意見	対応
1	富山県として、地下水に対してどういう姿勢で取り組むのかをもう少し明確に示した方がわかりやすいと思う。	<p>○(P1)「(2)取組みの経緯」では、これまでの取組みを時系列で記載するとともに、(P6)「1 地下水に係る基本的な認識」において、地下水を節度ある利用を行えば恒久的に利用できる「循環資源」ととらえ、地下水の保全と適正利用に取り組んでいくことを記載しています。</p> <p>○こうした流れで、(P7)「2 地下水を取り巻く現状と課題」の冒頭に、本県の地下水保全の重要性や課題について追記するとともに、(P14)「1 目標」において、過剰な採取の抑制と地下水涵養の普及・拡大について追記しました。</p>
2	第3章の1の項の目標について、「【地下水を守る】地下水の過剰採取に伴う地下水障害を防ぐ」のように、一定の基準（水準）以上に気を付けることが重要ではないか。	<p>○(P15)「1 目標」において、「地下水を守る」目標を「地下水の過剰採取に伴う地下水障害を防ぐ」に修正しました。</p> <p>また、(P15)「2 目標達成のための指標の設定」において、「地下水の過剰採取による地下水障害の発生を防ぎ、適正に利用する観点から…」に修正しました。</p>
3	適正揚水量を上回らなければどれだけ揚水しても許されるとの受け止め方が先行すると、保全と違う方向に向かってしまい本末転倒になる。表現をもう少し誤解の招かないものにしたほうがよい。	<p>○(P20)「(1)適正揚水量」において、「なお、現状では全ての地下水区において適正揚水量を下回っているものの、地下水保全の観点から適正揚水量までの揚水が許容されるものではなく、今後も必要以上の揚水がされないよう努めていく必要があります。」を最後に追記しました。</p>
4	地下水位のリアルタイム提供を行う観測地点数は、全地点を目標としているが、扇端部の大事なところに限ってもよいのではないか。	<p>○この目標は、地下水指針の上位計画である環境基本計画に基づき設定したのですが、今後の消雪設備の増加など状況の変化に応じ、必要となった地域を優先して導入を進める趣旨で設定していることから、(P24)「必要性が高い地域を優先して導入」と追記しました。</p>

No.	意見	対応
5	<p>不要な散水を抑制できるような技術開発の主導などができればよいのではないか。</p>	<p>○(P36)「イ 節水型消雪設備の推進」において、「画像処理による積雪センサー制御、ヒートパイプ方式、熱交換方式など不凍液等を用いた融雪設備」について記載しています。</p> <p>また、維持管理面においては、「ウ 消雪設備の適正な設定や維持管理」において、「設備の適正な維持管理について解説した動画配信等」を記載しており、普及啓発に取り組むこととしています。</p>
6	<p>自然の地下水涵養源の保全というスタンス、涵養に適した場所で雨水浸透ますなどを積極的に導入し、地下水の量を人工的に増やしていこうというスタンスを文章の中で分けた表現をすると明確になるのではないか。</p>	<p>○(P40)「(6)水循環系の健全性の確保」において、「人々と自然の営みの中で培われてきた自然の地下水涵養源の保全など水循環の健全性を確保するため、次の施策を展開します。」と追記しました。</p> <p>○(P42)「(7)地下水の涵養の普及・拡大」において、「透水性舗装、雨水浸透ます等の設置など地下水の人工涵養を推進」に修正しました。</p>
7	<p>地下水利用者の涵養の取組みの促進が一般の人に理解しにくい。 (ウォーターポジティブやAWS認証)</p> <p>雨水浸透ますの導入など、涵養の取組みを促進するものであることが具体的に分かるようにすべき。</p>	<p>○(P42)「オ 地下水利用者における人工涵養の取組みの促進」において、ウォーターポジティブやAWS認証等に関する普及啓発が「地下水利用者の涵養の取組みへの意欲を高める」ためのものであることを追記しました。</p> <p>(P42)また、地下水利用者が敷地内でできる涵養の取組みとして、雨水浸透ます、透水性舗装、緑地の整備などを追記しました。</p>
8	<p>図 4-2(地下水涵養に適した地域)は森林の水源涵養機能が抜けており、一般の人に誤解を生じさせてしまう図中の表現やその前後の本文も含めて、変えた方がよいのではないか。</p> <p>第1章の対象地域をごく簡潔な文章で表現しているが、図 4-2 との整合がうまくとれるよう、表現を工夫した方がよい。</p>	<p>○(P44)図 4-2 の凡例において、「平野部で水田等を活用した地下水涵養に適した地域」に修正しました。</p> <p>また、(P43)その前の本文で、「…水田等を活用した地下水涵養の普及拡大…」に修正しました。</p> <p>○(P5)「4 対象地域」として、「また、地下水の涵養に関する取組みは、平野部では水田等を活用した涵養、山間部では森林の保全による涵養などがあることから、県下全域を対象とします。」に修正しました。</p>

No.	意見	対応
9	<p>地下水利用対策協議会が昔に比べて機能していないように感じる。立て直しについても取組みがあってもよいのではないか。</p>	<p>○(P45)「イ 地下水利用対策団体による取組みの促進」において、「地下水利用対策協議会と連携した取組みの推進」と記載しています。</p> <p>○協議会と連携して以下の活動に取り組み、協議会の活動の活性化を図ることとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会の場を活用した地下水利用者による涵養の取組みの促進 ・地下水保全活動に関わる次世代の人づくりの取組みへの協議会の参画
10	<p>「地下水の節水」が県民の皆さんに届いていないというのが大きな課題。</p> <p>何かシンボリックなものがあるよい。</p>	<p>○県民が地下水の大切さを理解してもらうためには、本県の水環境の象徴である「とやまの名水」や湧水などを活用して、地下水の豊かさ・地域のつながり・保全活動を知ってもらうことが必要と考えています。</p> <p>そこで、(P46)「(10)地下水保全に向けた意識の高揚及び取組みの拡大」において、「学習機会の拡大や技術資料等の提供、調査研究成果の紹介等、地下水の守り人の活動支援」、「若者を対象とした体験型の講習会の開催など次世代の担い手の育成」を記載しており、今後、幅広い世代での普及啓発活動に取り組んでいくこととします。</p>
11	<p>能登半島地震で、防災面で井戸は活用されたのか。</p> <p>活用されていないのであれば、その点を踏まえた取組みを盛り込む必要があると考えるがどうか。</p>	<p>○能登半島地震で防災井戸が活用されたかは現時点で情報はありません。</p> <p>○(P50)「イ 新たな地下水利用に関する普及啓発」において、「災害時の生活用水の確保のため、地下水に関する情報や知見を活用しながら、防災井戸の普及に取り組みます。」と記載しました。</p>
12	<p>現行の地下水指針に資料編として掲載されている水文・地質資料は、改定後の指針にも掲載すべき。</p>	<p>○改定後の地下水指針にも引き続き「資料編」として掲載します。</p>